

令和2年5月29日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室振興課老人保健課発
「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して通いの場等の取組を実施するための留意事項について」より一部抜粋

1. 基本的な考え方

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、通いの場を開催するためには、
 - ・ 「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けること、
 - ・ 運営者・リーダー、参加者ともに感染防止の基本である「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」を実践することが重要である。
- 運営者・リーダーは、まず新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である、飛沫感染と接触感染のそれぞれについて、例えば、
 - ・ 飛沫感染については、換気の状態や参加者同士の距離などを考慮し、開催場所（広さ、公民館などの屋内・公園などの屋外等）や時間、回数、参加人数、プログラム等を設定するとともに、
 - ・ 接触感染については、共有物品や、ドアノブなど手に触れる場所とその頻度について特定し、消毒が必要な場所の確認や、触れる箇所を減らす工夫を行う等の対応を行うことが考えられる。
- 今般お示しする留意事項も踏まえ、感染拡大防止のための対応を検討いただくとともに、事前に感染防止のための留意事項を周知すること等を通じ、運営者・リーダー、参加者ともに感染を広げないよう意識して取り組んでいただきたい。

2. 通いの場の取組における留意事項

<感染拡大防止に向けた留意事項>

- 運営者・リーダー、参加者ともに、事前に体温を計測し、発熱や風邪の症状がある場合は、参加を控えること。
- 運営者・リーダーは、参加者名簿（連絡先含む）を作成の上、開始前に参加者の体温や体調を確認し、記録する。発熱等が認められる場合には、参加を断ること。
- 運営者・リーダー、参加者ともに、症状がなくてもマスクを着用すること。また、できる限り、目・鼻・口は触らないようにすること。

- 複数の人の手が触れる場所や物（手すり、ドアノブ、テーブル、椅子など）は、適宜、塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム 0.05%）やアルコール等で消毒すること。
- 運営者・リーダー、参加者ともに、手洗い（アルコール消毒による手指消毒でも可）を徹底すること。
- 室内で開催する場合は、1時間に2回以上の換気（2方向の窓を、1回、数分程度、全開にするなど）を行うこと。
- 参加者同士の間隔は、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上（できるだけ2 m（最低1 m））空けること。
- 歌を控えるとともに、文字（紙）や録音した音源、マイク等を活用するなど、大きな声を出す機会を少なくすること。
- 会話をする際は、正面に立つこと等を可能な限り避けることや、十分な距離を保つこと、マスクを着用することを徹底すること。
- 活動終了時の体調確認と手洗いを励行すること。
- 運営者・リーダーは、参加しなくなった者に対し、必要に応じ、市町村の担当者等と連携し、状況の把握や参加の呼びかけなどを行うこと。

<体操など身体を動かす活動をする場合>

- 息が荒くなるような運動は避けること。
- マスクを着けて運動をする場合は、マスクをしないときに比べて身体への負荷が著しく大きくなる可能性があるため、かかりつけ医の意見等も踏まえ、無理のないよう負荷を下げたり、休憩を取るなど配慮すること。
- 熱中症予防の観点から、こまめな水分補給や室温調整等を行うこと。なお、屋外で人と十分な距離（2 m以上）を確保できる場合は、マスクをはずす。

<会食や茶話会など飲食を伴う活動をする場合>

- 座席の配置について、対面ではなく、横並びで座るなどの工夫を行うこと。
- 会食等に当たり、大皿は避けて、料理は個別に配膳するとともに、茶菓は個別包装されたものが望ましい。
- 手や口が触れるようなもの（食器やコップ、箸など）は、使い捨てのものにしたり、洗剤で適切に洗浄すること。